

医療費控除（セルフメディケーション税制）を申告される皆様へ

- ▶ この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができません。いずれかの控除を選択していただく必要がありますので、ご注意ください。
- ▶ この控除は、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（スイッチOTC医薬品の購入費）を支払った場合に、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。
- ▶ 申告の際には、この明細書を作成のうえ、市民税・県民税申告書に添付してください。
- ▶ また、源泉徴収票（年金や給与）を添付するなど、正しい収入申告がない場合は、医療費控除を適用できませんので、ご注意ください。

平成・令和 年度(平成・令和 年分)市民税・県民税
セルフメディケーション税制の明細書 〔姫路市〕

住所コード	
整理番号	

住所： 姫路市

氏名：

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取り組み

〔※「取り組みを行ったことを明らかにする書類」が必要です。詳細は裏面をご覧ください〕

- ▶ 適用を受ける年分において、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を確認のうえ、該当する取組内容の一つをチェックするとともに、その書類の発行者名を記入してください。
- ▶ この取り組みに要した費用は、控除の対象とはなりません。

取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ()
発行者名 保険者、勤務先、市区町村、医療機関名等	

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

〔※ 医薬品の領収書の添付は不要です〕

- ▶ 「薬局などの支払先の名称」ごとに、まとめて記入できます。
その場合の支払った額及び補填金額は、合計してください。
- ▶ 記入するスペースが足りない場合は、この用紙をコピーしてください。

薬局などの支払先の名称	医薬品の名称	支払った金額 (円)	左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額(円)
計		㊦	㊧

一)	支払った金額 (㊦)	円	→ 「市民税・県民税申告書」に転記 申告書左側の「医療費控除」 申告書右側の「医療費控除」
	補填される金額 (㊧)	円	
	差引額	円	

差引額 - 12,000円 = 医療費控除の額〔※限度額：88,000円〕

- ▶ この明細書は、姫路市ホームページからダウンロードできます。

「セルフメディケーション税制の明細書」の記載要領〔姫路市〕

- ▶ セルフメディケーション税制による医療費控除の対象は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費です。
 - ・ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、薬局などで購入できるOTC医薬品（一般用医薬品）に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。
- ▶ この控除を申告する際には、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。
 - ・ 特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）の領収書の添付は、不要です。
 - ・ **領収書は、明細書の内容を確認させていただく場合がありますので、5年間保管してください。**
 - ・ 令和2年度（平成31年・令和元年度）の申告までは、領収書の添付によることもできます。

「取り組みを行ったことを明らかにする書類」について

- ▶ 適用を受ける年分において、申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防に向けた一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類が必要です。

令和3年度（令和2年分）以前→この明細書に添付又は申告時に提示が必要です。
令和4年度（令和3年分）以降→この明細書への添付は不要、申告時に提示も不要です。
ご自宅等で5年間保管してください。
- ▶ 対象となる書類は、次の全ての内容が記載されているものに限り、ます。
 - ① 氏名
 - ② 取り組みを行った年
 - ③ 事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称又は取り組みに係る診療を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名
- ▶ 対象となる書類の例は、次のとおりです。
 - ・ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
 - ・ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
 - ・ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。
 - ・ 特定健康診査の領収書又は結果通知表
「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。
 - ・ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表
「勤務先（会社等）名称」又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。
- ▶ 対象となる書類のうち、結果通知表は、健診結果部分を黒塗り又は切取りなどをした写しで差し支えありません。
- ▶ 対象となる書類のうち、保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。

「セルフメディケーション税制」についての詳細は、国税庁のホームページに掲載されています。

「取り組みを行ったことを明らかにする書類」は、ここに貼ってください。